

i 制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う**事業協同組合**に対して財政的、制度的な支援を行う制度です。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込むことができるとともに、**労働者派遣事業を届出で実施**することが可能になります。

📄 支援内容

☐ 派遣職員人件費

基本給、特別給与、諸手当、法定福利費等の人件費を支援

最大400万円/人・年

補助率：1/2

☐ 事務局運営費

職員人件費、旅費、備品費、研修費等の組合運営経費を支援

最大600万円/年

補助率：1/2

👤 対象となる取組

- ☐ 人口急減地域での地域産業担い手確保事業
- ☐ 労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）
- ☐ 季節的人手不足への対応事業
- ☐ 地域事業者の事業維持・拡大支援
- ☐ 地域内外の若者等の呼び込み事業

👥 対象者

- ☐ **事業協同組合**（中小企業等協同組合法に基づく）
- ☐ 対象地域の**4人以上の小規模事業者**が発起人
- ☐ 一次産業：農業者、林業者、漁業者
- ☐ 二次産業：食品加工業者、製材業者、酒造業
- ☐ 三次産業：飲食店、宿泊施設、観光施設
- ☐ その他：観光協会、まちづくり会社、NPO法人

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **組合設立の必然性**：地域の人手不足課題を具体的に示す
- ☐ **事前認定の確実性**：**都道府県知事認定**を事前取得する
- ☐ **発起人の確保**：4者以上の小規模事業者による連携
- ☐ **事業計画の実現性**：派遣職員の具体的な活用計画

📊 戦略的分析

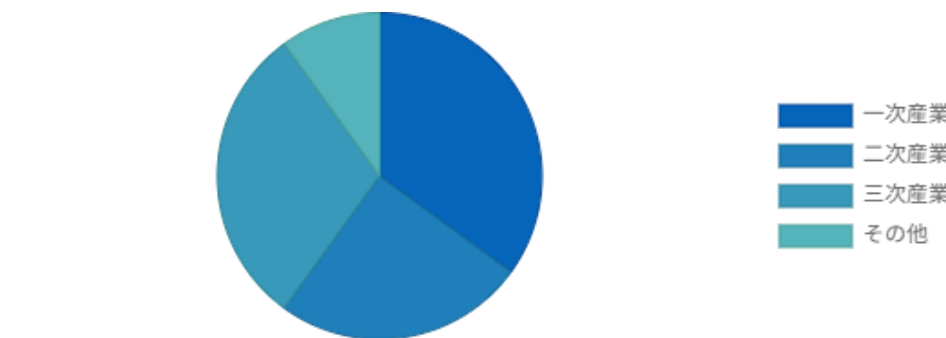
【制度活用の優位性】

- ☐ **届出制**による労働者派遣事業の実施
- ☐ 組合運営費への**継続的支援**
- ☐ 地域産業間の**連携効果**による相乗効果

【段階的なアプローチ戦略】

- ☐ **対象地域確認**から組合設立準備開始
- ☐ 都道府県との**事前相談**で認定要件確認
- ☐ 組合設立後の**継続的運営**体制構築

📊 組合構成業種の分布



多業種連携：一次・二次・三次産業の連携により地域活性化を実現
季節補完：業種間の繁忙期調整により通年雇用を確保

🏢 組合員の業種例

産業分類	代表的な業種
一次産業	農業者、林業者、漁業者
二次産業	食品加工業者、製材業者、酒造業
三次産業	飲食店、宿泊施設、観光施設、小売業
その他	観光協会、まちづくり会社、NPO法人

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **組合設立支援**：中小企業診断士による設立手続きサポート
- ☐ **認定申請支援**：都道府県認定要件への適合性確認
- ☐ **事業計画策定**：労働者派遣事業の具体的計画作成
- ☐ **継続運営支援**：組合運営の体制構築と維持管理

📄 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/12作成】

提出書類	チェックポイント
交付申請書（様式第1号）	☐ 都道府県知事認定 の事前取得必須 ☐ 事業計画の 具体性 と実現可能性
組合定款	☐ 特定地域づくり事業の明記 ☐ 対象地域との整合性確認
事業計画書	☐ 派遣職員の配置計画 ☐ 組合運営の継続性
収支計画書	☐ 補助対象経費の明確化 ☐ 自己負担分の確保

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
組合設立準備に6～12ヶ月程度。都道府県との事前相談が重要。
発起人4者以上の合意形成と対象地域の確認。
- 都道府県知事認定**
事業協同組合設立後に都道府県知事へ認定申請。
特定地域づくり事業の要件確認と認定取得。
- 交付申請**
随時受付
市町村の場合は都道府県知事を經由して総務大臣に申請。
- 審査・交付決定**
原則1ヶ月以内に交付決定通知
- 事業実施**
交付決定後事業開始。
実績報告書の提出と精算手続きが必要。

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html
交付要綱	https://www.soumu.go.jp/main_content/000868062.pdf
お問い合わせ	総務省 自治行政局 地域自立応援課 ※制度詳細ページの「問い合わせ先等」に所管の窓口にお問合せください